

税効果会計シリーズ (5) 前編

# 繰延税金資産の回収可能性①

公認会計士 みよし ひろのぶ 三好 啓喜

## はじめに

税効果会計シリーズでは、税効果会計に関する会計処理及び開示の基本的な内容をQ&A方式で連載している。

企業が繰延税金資産の回収可能性を判断するにあたっては、将来の課税所得を見積ることや当該企業の分類を判断することが必要となり、当該見積りや判断によっては企業の業績が大きく変わり得る。そのため、本号と次号では、繰延税金資産の回収可能性をどのように判断するか、その手順や企業の分類及び繰延税金資産を計上する場合の分類ごとの留意点について解説する。

なお、本稿は、2017年6月に公表された公開草案（企業会計基準適用指針公開草案第58号「税効果会計に係る会計基準の適用指針（案）」等を踏まえて記載している。

## Q1 繰延税金資産の回収可能性の判断

繰延税金資産の回収可能性は、どのように判断する必要があるか。

### A

- ▶ 繰延税金資産の回収可能性の判断とは、繰延税金資産が将来減算一時差異の解消等によって将来の税金負担額を減額する効果を有するか否かを判断することをいう。
- ▶ 繰延税金資産は、以下に基づき回収可能性の判断を行う。
  - (1) 収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得
  - (2) タックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得
  - (3) 将来加算一時差異

## 解説

### 1. 繰延税金資産の資産性

「税効果会計に係る会計基準の設定に関する意見書」二二.において「繰延税金資産は、将来の法人税等の支払額を減額する効果を有し、一般的には法人税等の前払額に相当するため、資産としての性質を有するものと考えられる。」と記載されているように、繰延税金資産は、将来の法人税等の納税額というキャッシュアウト・フロ

ーを減額する効果があるという点で、資産性があると考えられる。このため、将来減算一時差異が生じたとしても、将来、課税所得が生じない等により、その解消時において税金負担額を減額する効果を有しない場合、資産性はなく、繰延税金資産は計上されないこととなる。

よって、繰延税金資産は、一時差異等に係る税金の額から将来の会計期間において回収が見込まれない税金の額を控除して計上する必要がある。

## 2. 繰延税金資産の回収可能性の判断

将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の回収可能性は、次の(1)から(3)に基づいて、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかを判断する（企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（以下「回収可能性適用指針」という。）第6項参照）。

### (1) 収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得

将来減算一時差異の解消見込年度及びその解消見込年度を基準として税務上の欠損金の繰戻し及び繰越しが認められる期間に、将来減算一時差異の解消額または税務上の繰越欠損金の控除見込額を十分上回る一時差異等加減算前課税所得（収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得）が生じる可能性が高いと見込まれる場合、当該将来減算一時差異等に係る繰延税金資産に回収可能性があると判断することとされている。

ここでいう収益力とは、営業活動を通じて、将来において一時差異等加減算前課税所得を獲得するための収益力をいい、回収可能性適用指針においては、過去の課税所得の推移や将来の一時差異等加減算前課税所得の予測等を考慮して企業を5つに分類し、当該分類に応じて回収が見込まれる繰延税金資産の計上額を決定する枠組みが設けられている。

### (2) タックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得

将来減算一時差異の解消見込年度及び繰戻・繰越期間又は繰越期間に、含み益のある固定資産又は有価証券を売却する等のタックス・プランニングに基づいて、将来減算一時差異の解消額または税務上の繰越欠損金の控除見込額を十分上回る一時差異等加減算前課税所得が生じ

る可能性が高いと見込まれる場合、当該将来減算一時差異等に係る繰延税金資産に回収可能性がある」と判断することとされている。

将来の一時差異等加減算前課税所得は、営業活動だけではなく、含み益のある固定資産や有価証券などの資産の売却等によっても生じ得る。この場合、含み益のある資産の売却等に関するタックス・プランニングの実現可能性を検討したうえで、繰延税金資産の回収可能性を判断することとなる。

### (3) 将来加算一時差異

将来減算一時差異の解消見込年度及び繰戻・繰越期間に、将来加算一時差異の解消額が将来減算一時差異の解消額又は税務上の繰越欠損金の控除見込額を十分上回ると見込まれる場合、将来減算一時差異等に係る繰延税金資産に回収可能性がある」と判断することとされている。

将来加算一時差異はその解消時に将来の課税所得を増

加する効果を有するため、繰延税金資産の回収可能性の判断にあたって考慮する要素となる。

## Q2 繰延税金資産の回収可能性の判断に関する手順

繰延税金資産の回収可能性の判断は、どのような手順で行うか。

### A

繰延税金資産の回収可能性の判断は、【図表1】に記載した7つのステップに従い行う。

なお、【図表1】には、7つのステップと「Q1繰延税金資産の回収可能性の判断」に記載した回収可能性適用指針第6項に挙げられている繰延税金資産の回収可能性の判断との関係も記載している。

**【図表1】 繰延税金資産の回収可能性の判断に関する手順(回収可能性適用指針第11項)と繰延税金資産の回収可能性の判断(回収可能性適用指針第6項)の関係**

回収可能性適用指針第11項	回収可能性適用指針第6項
<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 期末における将来減算一時差異の解消見込年度のスケジューリングを行う。</li> <li>(2) 期末における将来加算一時差異の解消見込年度のスケジューリングを行う。</li> <li>(3) 将来減算一時差異の解消見込額と将来加算一時差異の解消見込額とを、解消見込年度ごとに相殺する。</li> <li>(4) (3)で相殺し切れなかった将来減算一時差異の解消見込額については、解消見込年度を基準として繰戻・繰越期間の将来加算一時差異((3)で相殺後)の解消見込額と相殺する。</li> <li>(5) (1)から(4)により相殺し切れなかった将来減算一時差異の解消見込額については、将来の一時差異等加減算前課税所得の見積額(タックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得の見積額を含む。)と解消見込年度ごとに相殺する。</li> <li>(6) (5)で相殺し切れなかった将来減算一時差異の解消見込額については、解消見込年度を基準として繰戻・繰越期間の一時差異等加減算前課税所得の見積額((5)で相殺後)と相殺する。</li> <li>(7) (1)から(6)により相殺し切れなかった将来減算一時差異に係る繰延税金資産の回収可能性はないものとし、繰延税金資産から控除する。</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 将来加算一時差異(回収可能性適用指針第6項(3))に基づき、回収可能性を判断する。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得(回収可能性適用指針第6項(1))に基づき、回収可能性を判断する。</li> <li>⇒具体的には、企業の種類に応じた繰延税金資産の回収可能性に関する取扱い(回収可能性適用指針第15項から第32項参照)が適用される。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>● タックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得(回収可能性適用指針第6項(2))に基づき、回収可能性を判断する。</li> <li>⇒タックス・プランニングにおける実現可能性に関する取扱い(回収可能性適用指針第33項及び第34項参照)が適用される。</li> </ul>

## 解説

### 1. 繰延税金資産の回収可能性の判断に関する手順

#### (1) 回収可能性適用指針第11項における(1)から(4)のステップ

回収可能性適用指針第11項における(1)から(4)のステップでは、繰延税金資産の回収可能性を判断するにあたって、将来減算一時差異等を将来の一時差異等加減算前課税所得の見積額と相殺するかどうかを検討する前に、解消見込年度ごとにスケジューリングされた将来減算一時差異とスケジューリングされた将来加算一時差異の解消見込額を相殺することにより、繰延税金資産の回収可能性を判断することが定められている。

したがって、このステップでは、「Q1繰延税金資産の回収可能性の判断」に記載した「将来加算一時差異」が重要な要素となる。

なお、このスケジューリングされた将来減算一時差異と将来加算一時差異を相殺するステップにおいては（回収可能性適用指針第11項(1)から(4)を参照）、企業のカテゴリに関係なく、繰延税金資産を計上するかどうかについて判断することとなる。

#### (2) 回収可能性適用指針第11項における(5)から(7)のステップ

回収可能性適用指針第11項における(5)から(7)のステップでは、将来の一時差異等加減算前課税所得の見積額等に基づき将来減算一時差異に係る繰延税金資産の回収可能性を判断することが定められている。将来の一時差異等加減算前課税所得の見積額にあたっては、「Q1繰延税金資産の回収可能性の判断」に記載した「収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得」及び「タックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得」が重要な要素となる。

したがって、このステップでは、「収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得」を見積るために、企業のカテゴリに応じた繰延税金資産の回収可能性に関する取扱い（回収可能性適用指針第15項から第32項参照）が適用され、また、「タックス・プランニングに基づく一時差

異等加減算前課税所得」を見積るために、タックス・プランニングにおける実現可能性に関する取扱い（回収可能性適用指針第33項及び第34項参照）が適用されることとなる。

### 2. 税務上の繰越欠損金を有している場合の取扱い

期末に税務上の繰越欠損金を有する場合、その繰越期間にわたって、将来の課税所得の見積額（税務上の繰越欠損金控除前）に基づき、税務上の繰越欠損金の控除見込年度及び控除見込額のスケジューリングを行い、回収が見込まれる金額を繰延税金資産として計上することとされている（回収可能性適用指針第11項また書き）。

したがって、税務上の繰越欠損金を有している場合、回収可能性適用指針第11項における(5)から(7)のステップと同様に「収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得」及び「タックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得」が重要な要素となると考えられる。

### Q3 企業の分類に応じた繰延税金資産の回収可能性に関する取扱い

繰延税金資産の回収可能性を判断するにあたり、企業を5つに分類する理由は何か。  
また、分類に応じてどのような取扱いがなされているのか。

#### A

- ▶ 収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得に基づき繰延税金資産の回収可能性を判断するために、企業を分類することとされている。
- ▶ 企業の分類の要件と当該分類に応じた繰延税金資産の回収可能性に関する原則的な取扱いは、【図表2】のとおりである。
- ▶ なお、企業の分類の要件をいずれも満たさない場合、各分類の要件からの乖離度合いが最も小さいと判断されるものに分類する。

【図表2】 5つの分類の要件と繰延税金資産の回収可能性に関する原則的な取扱い（回収可能性適用指針第15項から第31項参照）

	企業の分類の要件	繰延税金資産の回収可能性に関する原則的な取扱い
(分類1)	次の要件をいずれも満たす企業は、(分類1) に該当する。 (1) 過去（3年）及び当期のすべての事業年度において、期末における将来減算一時差異を十分に上回る課税所得が生じている。 (2) 当期末において、近い将来に経営環境に著しい変化が見込まれない。	繰延税金資産の全額について回収可能性があるものとする。
(分類2)	次の要件をいずれも満たす企業は、(分類2) に該当する。 (1) 過去（3年）及び当期のすべての事業年度において、臨時的な原因により生じたものを除いた課税所得が、期末における将来減算一時差異を下回るものの、安定的に生じている。 (2) 当期末において、近い将来に経営環境に著しい変化が見込まれない。 (3) 過去（3年）及び当期のいずれの事業年度においても重要な税務上の欠損金が生じていない。	一時差異等のスケジューリングの結果、スケジューリング可能な将来減算一時差異に係る繰延税金資産について、回収可能性があるものとする。
(分類3)	次の要件をいずれも満たす企業は、(分類3) に該当する。 (1) 過去（3年）及び当期において、臨時的な原因により生じたものを除いた課税所得が大きく増減している。 (2) 過去（3年）及び当期のいずれの事業年度においても重要な税務上の欠損金が生じていない。  なお、(分類4) に記載した(2)及び(3)の要件に該当しないことも、要件とされている。	将来の合理的な見積可能期間（おおむね5年）以内の一時差異等加減算前課税所得の見積額に基づいて、当該見積可能期間の一時差異等のスケジューリングの結果、繰延税金資産を見積る場合、当該繰延税金資産は回収可能性があるものとする。
(分類4)	次のいずれかの要件を満たし、かつ、翌期において一時差異等加減算前課税所得が生じることが見込まれる企業は、(分類4) に該当する。 (1) 過去（3年）又は当期において重要な税務上の欠損金が生じている。 (2) 過去（3年）において、重要な税務上の欠損金の繰越期限切れとなった事実がある。 (3) 当期末において、重要な税務上の欠損金の繰越期限切れが見込まれる。	翌期の一時差異等加減算前課税所得の見積額に基づいて、翌期の一時差異等のスケジューリングの結果、繰延税金資産を見積る場合、当該繰延税金資産は回収可能性があるものとする。
(分類5)	次の要件をいずれも満たす企業は、(分類5) に該当する。 (1) 過去（3年）及び当期のすべての事業年度において、重要な税務上の欠損金が生じている。 (2) 翌期においても重要な税務上の欠損金が生じることが見込まれる。	原則として、繰延税金資産の回収可能性はないものとする。

## 解説

### 1. 企業を5つに分類する理由

企業の分類に応じた繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いは、1998年に我が国において税効果会計が初めて適用されるにあたって、将来の事象を勘案することが困難であったために、監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」（以下「監査委員会報告第66号」という。）に示された監査上の取扱いであり（監査委員会報告第66号では「分類」ではなく、「例示区分」と表現されていた。）、2015年に回収可能性適用指針を公表するにあたっては、5つの分類の撤廃も視野に入れて当該取扱いの見直しの要否が検討された。

検討の結果、当該取扱いを撤廃する場合には実務への影響が大きいと考えられたため、当該取扱いを基本的には踏襲することとされた。

回収可能性適用指針では、企業の過去の課税所得の推

移や将来の業績予想等を考慮した課税所得を獲得する収益力に関する要件を分類ごとに設定し、当該要件に基づき企業を5つに分類し、当該分類に応じて回収が見込まれる繰延税金資産の計上額を決定する枠組みが設けられている。

なお、監査委員会報告第66号は、回収可能性適用指針の公表に伴い、廃止されている。

### 2. 分類に応じた繰延税金資産の回収可能性に関する取扱い

各分類の要件を設定するにあたっては、すべてのケースを網羅するように定めると要件が複雑になり、実務上の判断が困難となり得ることが懸念されたため、分類の実行可能性の観点から、各分類の要件は必要と考えられるものを示している。

このため、各分類の要件をいずれも満たさない企業や複数の分類の要件を満たす企業が存在することとなる。このような企業が繰延税金資産の回収可能性を判断する

にあたっては、過去の課税所得又は税務上の欠損金の推移、当期の課税所得又は税務上の欠損金の見込み、将来の一時差異等加減算前課税所得の見込み等を総合的に勘案し、各分類の要件からの乖離度合いが最も小さいと判断されるものに分類することとされている。

ただし、この「乖離度合い」については、定量的に測定し判断するものとは想定されていない（回収可能性適用指針第65項参照）。

以上

## デロイト トーマツ Webサイトのご案内 会計監査トピックス

<http://www.deloitte.com/jp/account>

デロイト トーマツ グループ公式サイトでは、創刊以来40年目を迎える月刊誌『会計情報』のWeb版（最新号・バックナンバー）をはじめ、会計・監査の最新情報等を発信しています。

トーマツクライアントの皆様のみならず、広く一般の方々に親しみやすい情報の発信を目指して参りますので、月刊誌『会計情報』とともに、ご利用、ご愛顧くださいますようご案内申し上げます。

### 〈コンテンツ及びリンク〉

- 会計・監査の最新情報 : 日本公認会計士協会、企業会計基準委員会、金融庁等からの公表情報にリンク
- 会計・監査用語一覧 : 実務に必要な会計・監査の専門用語について解説
- 出版物 月刊誌『会計情報』: 『会計情報』の記事をPDFファイルで掲載